

保護者様

江東区立第二亀戸中学校
校長 坂下 真人

学校感染症による出席停止のお知らせ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の基準が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、罹患した生徒が登校できない期間です。

(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。)

これらの感染症の可能性があって欠席させる場合には、学校へ連絡してください。また、診断の結果についても速やかに連絡をお願いします。

医師の指示等により、他へ感染させるおそれなくなった生徒を登校させる際には、「学校感染症による欠席届」を保護者が記入し担任へ提出してください。

*病気の状況により医師の証明書を提出していただく場合があります。

〈学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準〉

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ、感染症予防法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症をのぞく)	発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	*耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など)	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで